

第 4 回 中小企業における個人保証等の在り方研究会
事務局説明資料

平成 2 5 年 2 月
中小企業庁 金融庁

個人保証の契約後(再生局面)における課題・論点一覧

| | ページ |
|--|-----|
| <u>課題①: 私的整理における経営責任の在り方</u> | |
| 論点①: どのような場合、経営者の存続を許容し得るか(あるいは交代させるべきか。) | 1 |
| 論点②: 経営者存続の場合、どのように経営責任を取るべきか。 | 2 |
| <u>課題②: 保証債務の履行基準</u> | |
| 論点③: 保証債務の履行基準を一定程度制限的なものとする事は、事業再生計画の適時適切な実施に有用か。 | 3 |
| 論点③-2: 経営者(保証人)の生活の安定化に最低限必要な資産を残すべきではないか。 また、その場合に残すべき資産はどの範囲か。 | 4 |
| 論点④: 保証債務の履行金額の減額(保証人に残す資産の増加)は、経営者の存続又は交代のインセンティブとして有用か。 | 5 |
| 論点⑤: 経営者の属性(経営資質等)は、保証債務の履行金額に影響を与えるか。また、仮に影響を与えたとした場合には、履行金額はどのように設定され得るか。 | 6 |
| 論点⑥: 実質的には法人の事業資産と見なし得る資産が、経営者(保証人)の個人資産に含まれている場合には、どのように取り扱うべきか。 | 7 |
| 論点⑦: 仮に事業再生に必要な資産を保証履行の対象から除外することとした場合、当該資産はどの範囲か。 | 8 |
| <u>課題③: 残存保証債務の免除</u> | |
| 論点⑧: 経営者(保証人)の資産の把握の精度の向上をどのように図るか。 | 9 |
| 論点⑨: 任意の私的整理における無税償却が可能な場合であって、「把握した資産額 \leq 保証債務の履行金額」であるときには、債権者が、残存保証債務の免除に応じることは可能か。(株主から善管注意義務違反を問われるリスクを回避したと言えるか) | 10 |
| 論点⑩: 残存保証債務を免除する場合に、将来的な資産の隠匿の発覚や事業再生の成功による資産の増加等の可能性を勘案し、回収の最大化を図るための一定の措置(猶予期間の設定等)を講じる必要はないか。 | 11 |
| <u>課題④: 複数債権者間の調整、法人債務と保証債務の一体処理</u> | |
| 論点⑪: 各論点の整理を踏まえて、複数債権者間の調整や法人債務と保証債務の一体処理を円滑に行うには、どのような枠組みが有用か。 | 12 |

個人保証の「契約後（再生局面）」における課題について

（課題①）私的整理における経営責任の在り方

論点①：どのような場合、経営者の存続を許容し得るか（あるいは、交代させるべきか。）。

| これまでのご意見 | 議論の整理（案） |
|--|--|
| <p>○右の整理に違和感はない。中小企業の経営資源である経営者の存続が、債権者として経済合理的であれば許容し得るとするのは、民事再生法の立法理念でもある。</p> <p>○中小企業再生支援協議会の関与案件では、経営者の経営資質や経営者の交代が経営基盤に与える影響を考慮して債権者間で調整しているが、私的整理において債権者間の何らかの調整プロセスメカニズムが必要ではないか。</p> <p>○経営者に帰責性がない場合に当人の存続を認めるときは、通常、代表権のない会長として、実質的には看板として再建に手腕を発揮することとなる。</p> | <p>○経営者の存続について、経営資質、信頼性、帰責性といった「経営者の属性」を総合的に勘案し、事業再生計画の実効性の向上に資するものとして、一定の経済合理性を債権者が認める場合は、経営者の存続を許容すべきではないか。</p> <p>○私的整理における経営者の存続に関する債権者間の調整プロセスの在り方について、引き続き議論が必要。</p> <p>○経営者の存続を許容する際の見線（要件・判断基準）について、引き続き議論が必要。</p> |

個人保証の「契約後（再生局面）」における課題について

（課題①）私的整理における経営責任の在り方

論点②：経営者存続の場合、どのように経営責任を取るべきか。

| これまでのご意見 | 議論の整理（案） |
|--|---|
| <p>○右の整理に違和感はない。</p> <p>○中小企業再生支援協議会の関与案件では、代表権の返上、株主権の放棄、役員報酬カット等により経営責任を取る場合がある。</p> | <p>○経営責任の取り方としては、以下のような方法が考えられるのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none">・役員報酬や配当等の縮減・株主権の放棄（株式消却）・代表権返上・個人保証債務の履行 <p>○上記方法を適用する際の目線（要件・判断基準）について、その組み合わせ等を含めて引き続き議論が必要。</p> |

個人保証の「契約後（再生局面）」における課題について

（課題②）保証債務の履行基準

論点③：保証債務の履行基準を一定程度制限的なものとすることは、事業再生計画の適時適切な実施に有用か。

| これまでのご意見 | 議論の整理（案） |
|---|---|
| <p>○経営者の交代を伴う再生が可能な場合に、過大な個人保証の負担により後継者が現れず、再生のタイミングを逃す場合がある。</p> <p>○マクロの面において、債権者の立場からも保証債務の追求の制限が利益になるという観点から、出来る限り適切な時期に事業再生に着手した経営者には相応のメリットを与え、経営者の事業再生に関する行動パターンを変えていくべきではないか。</p> <p>○具体的には、適切な時期に事業再生に着手した経営者の保証責任は一定程度制約し、そうではない経営者に対しては原則通り保証責任を追及しては如何か。</p> <p>○例えば、営業利益の赤字が継続している企業は、再生のタイミングを逃しており、中小企業再生支援協議会における検討も困難。他方、営業利益の黒字を確保し、コア事業の経営改善が見込める場合は、場合によっては債権放棄も含めた抜本的な再生も可能。</p> | <p>○保証債務の履行基準を一定程度制限的なものとすることは、事業再生計画の適時適切な実施に有用なものではないか。</p> <p>○再生に着手することが適当と考えられる時期とその際における経営者（後継者）の負担の在り方に関する目線（要件・判断基準）について、引き続き議論が必要。</p> |

個人保証の「契約後（再生局面）」における課題について

(課題②) 保証債務の履行基準

論点③-2：経営者（保証人）の生活の安定化に最低限必要な資産を残すべきではないか。また、その場合に残すべき資産はどの範囲か。

| これまでのご意見 | 議論の整理（案） |
|--|---|
| <p>○経営者が事業を再生する上で生活基盤の安定は必要なので、保証債務の履行基準を一定程度制限的なものとするべき。</p> <p>○少なくとも破産の場合の自由財産を残すのは合理的。</p> <p>○事業継続に関係のない住宅まで含めるのには違和感。</p> <p>○破産管財人による債務者の財産状況の把握を前提として、破産時の自由財産を99万円（個別執行の場合の1.5倍）まで拡張した。私的整理においても、残すべき資産の範囲については、資産の把握の精度を考慮すべき。</p> <p>○私的整理において残すべき財産の指針の内容の方向性は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破産時の自由財産の考え方の援用等 ・経営者の属性（信頼性、帰責性等）の勘案 ・適切な時期に事業再生を決断した経営者に対するメリットの勘案 | <p>○少なくとも破産時の自由財産相当額は残すべきではないか。</p> <p>○私的整理において残すべき財産の指針の内容としては、概ね以下のような方向性に沿ったものとするべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破産時の自由財産の考え方の援用等 ・経営者の信頼性や窮境に陥った原因への帰責性等の勘案 ・適当な時期に事業再生を決断した経営者に対するメリットの勘案 |

個人保証の「契約後（再生局面）」における課題について

(課題②) 保証債務の履行基準

論点④：保証債務の履行金額の減額（保証人に残す資産の増加）は、経営者の存続又は交代のインセンティブとして有用か。

| これまでのご意見 | 議論の整理（案） |
|--|--|
| <p>○実務上、保証債務の履行金額の減額（保証人に残す資産の増加）は、経営者の存続のインセンティブとはならない。</p> <p>○経営者交代の場合は現経営者の保証債務を外すことになるので、保証債務の履行金額の減額（保証人に残す資産の増加）は、交代のインセンティブとは多分ならないのではないか。</p> | <p>○保証債務の履行金額の減額（保証人に残す資産の増加）は、経営者の存続のインセンティブとしては、必ずしも有用ではないのではないか。</p> <p>○他方、経営者交代の場合、現経営者の決断（退陣及びそれに伴う個人資産の処分を通じた既存債務の圧縮による後継者の負担の軽減）を促すという観点からみれば、現経営者に残すべき資産の増加はインセンティブとして一定の効果が見込めるのではないか。</p> |

個人保証の「契約後（再生局面）」における課題について

(課題②) 保証債務の履行基準

論点⑤：経営者の属性（経営資質等）は、保証債務の履行金額に影響を与えるか。また、仮に影響を与えるとした場合には、履行金額はどのように設定され得るか。

| これまでのご意見 | 議論の整理（案） |
|---|--|
| <p>○保証債務の履行金額の設定に際し、将来に向けた経営資質ではなく、過去における信頼性、帰責性を勘案するのであれば、停止条件付保証契約の議論と似た非常に良い考え方であり、これらを踏まえて、残すべき資産（論点③－2参照）にどれだけ加算できるかについて議論すべき。</p> | <p>○私的整理において残すべき財産の指針の内容は、概ね以下のような方向性に沿ったものとすべきではないか。 （再掲）</p> <ul style="list-style-type: none">・破産時の自由財産の考え方の援用等・経営者の信頼性や窮境に陥った原因への帰責性等の勘案・適当な時期に事業再生を決断した経営者に対するメリットの勘案 <p>○具体的な保証履行金額の設定については、引き続き議論が必要。</p> |

個人保証の「契約後（再生局面）」における課題について

（課題②）保証債務の履行基準

論点⑥：実質的には法人の事業資産と見なし得る資産が、経営者（保証人）の個人資産に含まれている場合には、どのように取り扱うべきか。

これまでのご意見

議論の整理（案）

○実質的に事業資産と見なし得る資産については、保証履行の対象から除外し、法人に譲渡すべきではないか。

個人保証の「契約後（再生局面）」における課題について

(課題②) 保証債務の履行基準

論点⑦：仮に事業再生に必要な資産を保証履行の対象から除外することとした場合、当該資産はどの範囲か。

| これまでのご意見 | 議論の整理（案） |
|----------|---|
| | <p>○本社、工場等の主たる事業を行う上で最低限必要な資産は、事業再生に必要な資産として保証履行の対象から除外し得るのではないか。</p> <p>○また、その際には、自宅兼店舗の場合など個人資産と事業資産の区分が困難な場合は、当該資産を事業再生に必要な資産の範囲に含めざるを得ないのではないか。</p> |

個人保証の「契約後（再生局面）」における課題について

（課題③）残存保証債務の免除

論点⑧：経営者（保証人）の資産の把握の精度の向上をどのように図るか。

| これまでのご意見 | 議論の整理（案） |
|--|--|
| <p>○資産の把握コストが負担できず、零細企業が再生を諦める事態を懸念。</p> | <p>○以下のような方策を含め、出来る限り廉価の資産把握の方法について、引き続き議論が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 納税証明書、確定申告書、源泉徴収票 ・ 預金額等（通帳の写しや残高証明書の受入） ・ 株券、不動産等の証明書（写し） ・ 実地調査、保証人との面談（ヒアリング） ・ 保証人からの表明保証受け入れ <p>（注）後述の猶予期間の設定等一定の措置（論点⑩）と併せて検討することが適当。</p> |

個人保証の「契約後（再生局面）」における課題について

（課題③）残存保証債務の免除

論点⑨：任意の私的整理における無税償却が可能な場合であって、「把握した資産額 \leq 保証債務の履行金額」であるときには、債権者が、残存保証債務の免除に応じることは可能か。
（株主から善管注意義務違反を問われるリスクを回避したと言えるか）

これまでのご意見

議論の整理（案）

○適切な資産の把握（論点⑧）と、関係者間で共通した考え方に基づく保証履行（論点③～⑦）を前提とすれば、履行後の残債について免除をした場合でも、善管注意義務を果たしたと言えるのではないか。

○なお、株主から善管注意義務違反を問われない水準の資産把握方法等について、引き続き議論が必要。

個人保証の「契約後（再生局面）」における課題について

(課題③) 残存保証債務の免除

論点⑩：残存保証債務を免除する場合に、将来的な資産の隠匿の発覚や事業再生の成功による資産の増加等の可能性を勘案し、回収の最大化を図るための一定の措置（猶予期間の設定等）を講じる必要はないか。

| これまでのご意見 | 議論の整理（案） |
|---|---|
| <p>○資産の把握に関するリスクをヘッジするため、中小企業再生支援協議会においては、残存保証債務を免除するにあたり、保証人が資産状況を表明保証し、保証内容に相違がある場合には債務が復活する旨を合意するケースが多い。</p> <p>○残存保証債務を免除する場合に、将来的な事業再生の成功による資産の増加等の可能性を勘案し、回収の最大化を図るための一定の措置（解除条件の設定等）を講じた例は実務的にはない。</p> | <p>○残存債務の免除に際し、資産の把握に関するリスクをヘッジするため、隠匿資産や債務者の不正行為が発覚した場合には、債務の復活等免除の効力を制限するような解除条件付き残債免除とすることで、残存保証債務の処理を促進できないか。</p> |

個人保証の「契約後（再生局面）」における課題について

(課題④) 複数債権者間の調整、法人債務と保証債務の一体処理

論点⑪：各論点の整理を踏まえて、複数債権者間の調整や法人債務と保証債務の一体処理を円滑に行うには、どのような枠組みが有用か。

| これまでのご意見 | 議論の整理（案） |
|--|---|
| <p>○金融機関毎に基準が違ふことが問題であり、ガイドラインは、各行の調整の指針として非常に有益。また、ガイドラインは、経営者への情報提供を通じてその予見可能性を高めるとともに、早期の再生の決断を促し、金融機関に対するアピールの材料にもなる。</p> <p>○ガイドラインの基準としての効率性（内容の明確性）と汎用性（個別案件に適用可能な抽象性）のバランスが重要。ガイドラインの構成は、最低限必要な内容とプラスアルファの視点の組み合わせが必要。</p> <p>○事業再生は早期の着手が最重要であるが、事業の遂行が基本の中小企業にとって、情報不足の中での着手のタイミングの判断は困難であり、取引金融機関等による早期の着手を促す方策が重要。</p> | <p>○既存の枠組みを踏まえた形で、以下のような内容を包含した個人保証の整理プロセスに関するガイドラインを策定すべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業再生に着手することが適当と考えられる時期（論点③参照） ・経営責任の在り方 ・保証債務の履行基準 ・残存保証債務の免除 ・複数債権者間の調整 ・法人債務と保証債務の一体処理 |

個人保証の契約後(再生局面)における対応の方向性

(参考)

問題認識

- ・意欲的な事業展開の阻害
- ・早期再生への躊躇
- ・再チャレンジ意欲の減退

論点

○経営者責任の在り方(経営者の続投問題)

- ・中小企業においては経営者自身が経営資源
⇒続投による事業再生計画の実効性向上はケースバイケース
- ・私的整理ガイドライン等の私的整理スキーム
⇒明示的に経営者の交代を要求
- ・任意の私的整理において債権者全員の合意がある場合
⇒経営者の続投が可能

○保証債務の履行基準

- ・現状、金融機関の対応は様々
⇒無税償却、善管注意義務違反等のリスク
- ・事業価値の最大化と短期的な債権回収の最大化は相反関係

○残存債務の免除基準

- ・経営者(保証人)の完全な資産把握が困難
⇒債権放棄の際の無税償却要件が不明確
⇒善管注意義務違反のリスク

○法人債務との一体処理

- ・民法の附従性は従たる債務である保証債務には及ばない
⇒法人の債務処理とは別に個人の債務処理を行う必要
- ・レピュテーションリスクにより法的整理は忌避される傾向

○複数債権者間の調整

- ・一般的に複数の金融機関と取引
- ・債権者間の公平性確保が支援の前提

対応策の方向性

- ・個人保証の整理プロセスに関するガイドラインの整備
⇒(課題)具体的なデュープロセスを規定する方向で検討を進めるべきか
- ・中小企業再生支援協議会等の私的整理スキームの機能向上及び活用促進
⇒法人債務と個人保証債務の一体処理について明確化する方向で検討を進めるべきか
- ・サービサー等の有効活用